

証明書取得時に窓口で提示してください

前倒し給付

奨学のための給付金の提出書類（生活保護受給証明書）について

●奨学のための給付金(新入生に対する前倒し給付)をご申請の 生活保護受給世帯の方へ

- 申請に必要な証明書は、令和8年4月1日以降に発行された生活保護受給証明書の原本です。
(通常申請は令和8年7月1日以降の発行)
- 令和8年4月1日現在の生活保護の受給状況(停止、廃止している場合はその日)、生業扶助の受給状況、世帯全員の名前、生年月日、続柄の記載が必要です。(通常申請は令和8年7月1日現在)
- 発行日は上記の日以降に発行されて且つ申請書記入日より3カ月前以降に発行されたものが必要です。
(令和8年10月30日が申請書記入日であれば、令和8年7月30日以降に発行されたもの。)
- 記載がない部分がある場合、再提出をお願いすることがありますので、ご注意ください。
- 生活保護受給証明書の発行についてご心配がある方は、この紙を証明書発行担当の方へお渡しください。

●生活保護受給証明書等発行担当の方へ

- 大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金(新入生に対する前倒し給付)を支給するに際し、生活保護(生業扶助)の受給の有無を確認する必要があります。
- 令和8年4月1日現在の生活保護受給状況(停止、廃止している場合はその日)、生徒の生業扶助受給状況、世帯全員の名前、生年月日、続柄が確認できる生活保護受給証明書の発行をお願いいたします。
- 未記載の部分がある場合、申請者の方に再提出をお願いすることがありますので、ご注意ください
ようお願いします。
- 令和8年4月1日現在で生徒に対して生業扶助が措置されていない場合、生業扶助が措置されない理由等について確認させていただくことがございます。ご協力をお願いいたします。
- ご不明点な等ございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

<本件連絡先>

担 当:大阪府教育庁 施設財務課 歳入グループ

TEL:06-6941-0351(代表) 内線:6913 又は 6914

FAX:06-6946-1141